

平成二十七年四月十日発行  
皇學館論叢第四十八卷第二号 抜刷

書評

金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』

遠藤慶太

## 金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』

遠藤慶太

はじめに

前近代の東アジアで、儒教がひとつの規範となったことは異論の余地がない。したがって儒教的価値が実践された儀礼は、時代や地域を越えた比較研究が成り立つてであろう。

とはいえ容儀や什器を含めた儀礼の考証は、研究者の総知を注ぎ込んでなお、不明な部分が残される。経書とその注疏で展開された礼のありかたを正しく理解し、新発見の相次ぐ中国の考古事情にも精通することは容易ではない。そのうえで日本古代の儀礼までを視野に収めることのできる研究者・研究グループの存在は貴重である。

平成二十五年二月に刊行された金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』（汲古書院）は、その貴重な研究グループの十年以上におよぶ討議の成果である。儒教に則って行われる中国皇帝の喪葬儀礼や宗廟祭祀など、日本古代史の分野にも得るものは多く、すでに山下洋平・丸山裕美子両氏によって紹介・書評が公表されている<sup>①</sup>。

評者・遠藤は、平成二十六年十二月十三日に東京大学史料編纂所大会議室で開催されたシンポジウム「東アジア儀礼文化の実相と展開——「大唐元陵儀注」の可能性——」において、「大唐元陵儀注新釈」に関する若干のコメントを行った<sup>②</sup>。今回その内容をまとめ、価値ある本書の紹介としたい。

一、「大唐元陵儀注」と顔真卿

まず『大唐元陵儀注新釈』が註釈した「大唐元陵儀注」について説明しておこう。

「大唐元陵儀注」とは唐皇帝の葬送記録である。唐・大曆十四年(七七九)五月、代宗(在位七六二—七七九)が崩じ、同年十月「元陵」に葬られた。「大唐元陵儀注」はこのときの服喪をめぐる議論や儀式次第を詳細に記録している。ただし逸文で、杜佑(七三五—八一二)が撰述した『通典』(八〇—一成立)に記事が引用されて残った。『通典』で「大唐元陵儀注」と明記された記事は二十二条文、そのほかにも関係の記事がある。

本来、皇帝の喪葬儀礼は「凶事は臣下の宜しく言ふべきにあらず、遂に其の国恤一篇を去る。是により天子の凶礼は闕く」(『新唐書』礼楽志)とあり、たしかに『大唐開元礼』には該当する記載がない。ところが「大唐元陵儀注」をたどれば、代宗の喪葬がいかなるものであったかがわかるのである。

「大唐元陵儀注」の撰者は、唐の名臣・顔真卿(七〇九—七八五)とされる。真卿は義に殉じた忠節が高く評価され(浅見綱齋『靖献遺言』など)、能書として書の歴史でも大きな位置を占める。

なにより顔真卿の家系は、著述・文筆の業績で知られてきた。『顔氏家訓』(顔之推)・『漢書顔師古注』(顔師古)・『干祿字書』(顔元孫)は、この一族の著述である。真卿自身、曾祖父の碑文において「多くは名徳・著述・学業・文翰を以て儒林に交映す。故に当代、これを学家と謂ふ」(『顔勤礼碑』陝西省博物館)と述べ、「学家」の世評を誇りとした。

「大唐元陵儀注」の撰者を顔真卿と推定したのは清・黄本驥である。黄本驥は、真卿の文章を集めた『顔魯公集』に「儀注」を収録し、「代宗大曆十四年十月己酉を以て元陵に葬る。其の時、魯公礼儀使為り。則ち此の儀、公の手筆為ること疑い無し」と述べた<sup>③</sup>。

重要な点なので、黄本驥が根拠とした史料を挙げておきたい。

〔唐会要〕卷第三十七 礼儀使

十四年五月十二日、吏部尚書顔真卿を礼儀使に徐す。建中元年(七七八〇)停め、自后は置かず。

〔全唐文〕卷第五百十四 殷亮「顔魯公行状」

今上(徳宗)諒闇の際、公(顔真卿)に詔して礼儀使と為す。……公、介情を為さず、惟だ礼経を搜し、直道を

執りて行ふのみ。今上察してこれに委ぬ。山陵畢り、光祿

大夫を授かり、太子少師に遷る。前に依りて礼儀使と為す。前後に制する所の儀注、門生左輔元をして『礼儀』十卷と為さしむ。今に存す。

これらの記事により、顔真卿が「礼儀使」に任じられて代宗の喪葬に関わり、礼に関する経書を参照して儀式次第を整えたことが裏付けられる。

「大唐元陵儀注」の史料的价值は、唐皇帝の喪葬儀礼を記録した他に類のない文献であること、そしてそれは学問の家系に生まれた唐の名臣・顔真卿の撰になることに求められる。早く金子修一氏が「大唐元陵儀注」の史料的人格を紹介し、続いて来村多加史氏が考古学の立場より「大唐元陵儀注」の解説を公表している<sup>1)</sup>。

## 二、「大唐元陵儀注新釈」の内容概略

金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』は、研究グループの十年以上におよぶ討議の成果である。同グループにより二〇〇二年～二〇一〇年にかけて公表された「大唐元陵儀注試釈」の蓄積を再検討し、来村多加史氏の研究を踏まえて刊行された。本書の構成は次の通りである。

はしがき

第一章 「大唐元陵儀注」について

第一節 「大唐元陵儀注」解説（金子修一）

第二節 「大唐元陵儀注」解題

文献解題（江川式部）・

各論解題（金子修一）

第三節 各項目の概要（江川式部ほか）

第四節 大唐元陵関係年表（江川式部）

第二章 各論

1 喪葬祭儀（29 諡冊文）

（担当は、江川式部・稲田奈津子・金子由紀・河内春人・鈴木

木 桂・野田有紀子・榊佳子・牧飛鳥・小倉久美子・小幡

みちるの各氏）

終章及び余論（金子修一）

附録一 唐乾陵の文化景観のもつ内容と特性（劉 向陽）

附録二 唐皇帝陵踏査記（榊佳子ほか）

あとがき（江川式部）

金子修一氏による「大唐元陵儀注」解説は、唐皇帝の喪葬から即位にいたる一連の儀礼について基礎的事項を確認し、次いで「大唐元陵儀注」の成立状況を解き明かす。「大唐元陵儀注」

を採録した杜佑の『通典』までを視野に収め、代宗を継承した次代の皇帝・徳宗（在位七七九—八〇五）の皇帝祭祀について、安史の乱後に唐の祭祀儀礼が復興される時期と評価されている。また続く江川式部氏の「文献解題」は、「大唐元陵儀注」を収録するテキストについて概説し、清・黄本驥による再発見以後の研究史をまとめている。両篇あいまって、「大唐元陵儀注」をひもとき、「新釈」が展開する註釈へと読み進めるためには、必須の導入となっている。

率直にいえば、「大唐元陵儀注」の内容を一読して理解するのは容易ではない。そこで『大唐元陵儀注新釈』では、訓読や註釈はもとより、現代語訳まで設けて喪葬の議論や儀式進行を描き出している。その豊かな内容を理解するためには、読者の側でも受け身ではなく、ある程度の準備が必要である。

そこで私は、喪葬儀礼全体の大まかな見取りを作り、この節はどの段階にあたるのか自分なりに確かめつつ読み進めた。『大唐元陵儀注新釈』の「第一章 第三節」(各項目の概要)をたよりに、本書の中心である「第二章 各論」1 喪葬祭儀〜29 諡冊文で何が行われたのかを一覧としたのである。

通典	新釈	標 題	概 要	
52	1	喪葬祭儀	定例祭祀催行の是非を議論	大唐元陵之制
80	2	総論喪期	代宗による遺詔の喪期部分引用	大唐元陵遺制
80	3	奔大喪	宗室の服喪方法を議論	
81	4	諸侯及公卿大夫為天子服議	服喪期間短縮の先例引用	大唐元陵遺詔
81	5	宗室童子為天子服制議	皇孫の服喪期間を議論	大唐元陵之制
83	6	復	魂呼ばい・代宗崩御の布告	
84	7	沐浴	遺体の清拭	
84	8	含	遺体に玉・粟飯を含ませ、襲衣を着せる	
84	9	小斂	死去翌日夜明けの遺体の着せ替え	
85	10	小斂奠	小斂後の献饌	
85	11	大斂	納棺	
85	12	殯	柩を安置し櫛宮を作る	
85	13	大斂奠	大斂後の献饌	
84	14	設銘	故人の名を記した旗を立てる	
84	15	懸重	粥を入れた器を横木に懸ける	
87	16	小祥変	服喪の第一段階緩和、倚廬から聖室へ	
87	17	大祥変	服喪の第二段階緩和、聖室の撤去	
87	18	禫変	喪明け	
85	19	擇葬筮宅	選定された陵地の吉凶を占う	
85	20	啓殯朝廟	埋葬に備え櫛宮から柩を取り出す	
86	21	薦車馬明器及飾棺	埋葬に備え柩を大極殿から降ろす	
86	22	祖奠	大極殿から降ろした柩への献饌	
86	23	遣奠	葬送当日の献饌と哀冊文の読み上げ	
—	24	哀冊文	哀冊文の全文	文苑英華
86	25	挽歌	山陵への葬列編成	大唐元陵之制
86	26	葬儀	柩を玄室に安置する	
87	27	虞祭	埋葬から帰還後の死者の魂鎮め	
87	28	祔祭	神主を宗廟に安置する	
104	29	諡冊文	諡冊文の全文	

この一覧表をみると瞭然とするのであるが、「新釈」で註釈されている各項目は、大きく三つの内容に分かれる。

一つめは本格的な儀礼が始まる以前で、①服喪に関する議論である（1喪廢祭儀～5宗室童子為天子服制議）。

二つめは②実際の喪葬儀礼である（6復～28耐祭）。『旧唐書』によれば、大曆十四年（七七九）五月壬戌（二十二日）に代宗の柩が大極殿に遷され、發喪が行われた。遺体を前にした儀礼は、ここからスタートするのである。『旧唐書』はこの後、十月己酉（十三日）に元陵に葬り、十二月丁酉（一日）に太廟に耐すとの記事がある。

三つめは③喪葬儀礼で読みあげられた文章である（24哀冊文・29諡冊文）。

このように区分したとき、①服喪に関する議論・②実際の喪葬儀礼とは、性格が異なることが分かる。②が儀礼の式次第であるのに対し、①では喪のありかたについて代宗の遺詔が引用され、經書とその注疏・先例を引証した理念的な議論がなされる。①の多くが「大唐元陵之制」（1喪廢祭儀・5宗室童子為天子服制議・25挽歌）、「大唐元陵遺詔」（2総論喪期）、「大唐元陵遺詔」（4諸侯及公卿大夫為天子服議）など、「大唐元陵儀注」とは違う名称で『通典』に引用されているのは、内容の違いと関係があるのだろうか。

ではこれらの条文は、「大唐元陵儀注」とどのような関係にあるのだろうか。

1喪廢祭儀の概要では、江川式部氏が「本来の儀注ではなく、代宗葬儀に関係した史料として『通典』に採録されたのである」（三九頁）と解説される。また5宗室童子為天子服制議の概要でも、鈴木桂氏により「前述の（1）（4）及び本項の（5）は、礼官の議に基づいた上奏文で、その筆者は礼儀使の顔真卿の可能性もある」（四二頁）との説明がある。

反対に、「大唐元陵儀注」として引用されているが、宗室の服喪方法を議論した3奔大喪には、金子由紀氏が「なお、『通典』における本項の見出しは「大唐元陵儀注」であるが、内容は明らかに儀注ではない。本項の見出しは「大唐元陵之制」とするのが正しいのではなからうか」（四一頁）との理解を示している。1～5は喪葬儀礼の式次第ではなく、服喪に関する諸家の議論であるから、3奔大喪が「儀注」ではないとの提起は説得的である。

そこから派生して、「大唐元陵儀注」はどのような形態で撰述されたのかを考えておく必要が生じるだろう。たとえば25挽歌は「大唐元陵之制」であり、一覧表では孤立的にみえる。これについて重要なのは、江川式部氏が「大唐元陵之制」の標題が正しいとすれば、本稿は儀注とは別に定められ、『通典』

に収録する際に遺奠の後の該当箇所に挿入したことになる」(五〇頁)と註釈されたことである。つまり代宗の喪葬に関わって、儀式次第そのものを記述した「大唐元陵儀注」本体があつて、それとは別に添付された関係記録の存在を想定された。「大唐元陵儀注」が『通典』に採録されるまでには、儀式次第と関係記録は一括してファイルのように保存されていたと考えるわけである。

そしてさらに、『通典』編纂の段階で加えられた関係文献や、『通典』撰者のコメントが重層して逸文が構成されている。これらの厳密な区別は困難であるが、18禪變での註釈では、鈴木桂氏が「大唐元陵儀注」と『通典』撰者のことばの区分を試みている。

このほか附録として、劉向陽氏(乾陵博物館)による「唐乾陵の文化景観のもつ内容と特性」が乾陵(高宗・則天武后合葬陵)について現地研究者からの所見を披瀝し、柳佳子氏をはじめとする「新釈」研究グループによる「唐皇帝陵踏査記」が九基の唐皇帝陵を踏査した現況記録を伝える。註釈とあいまって貴重な知見である。

### 三、「大唐元陵儀注新釈」を読んで

ここからは日本古代史の立場から、『大唐元陵儀注新釈』を読んで感じたことを紹介したい。

#### 1. 礼の現実的運用

『大唐元陵儀注新釈』を読んで新鮮だったのは、中国においても、経書に示された礼制を現実的に運用するため、さまざまな議論が重ねられた事実である。評者の思いこみかもしれないが、儒教の礼にもとづく儀礼は、唐においては厳密に遵守され、日本では実情にあつた方法に更改して受容されたのだろうとの予見があつた。そのため唐においても、礼制と現実との間で葛藤が生じていることを確認できたのが興味深い。

最も顕著なのは、「日を以て月に易<sup>か</sup>へる」服喪期間の方法であろう。

「大唐元陵儀注」によれば、「十三日にして小祥、二十五日にして大祥、二十七日にして服を釈け」(2総論喪期)・「日を以て月に易え、奄に小祥に及ぶ」(16小祥變)・「臣伏して遺詔を守り、礼は易月に従い、禫祥の変除、儀注皆備わる」(18禫變)などとなり、服喪期間を短縮した方法で喪葬儀礼が進行している。

その根拠となったのはもちろん代宗の遺詔であるが、唐の場合、易月での服喪指示は初代の高祖（在位六一八—六二六）にまでさかのぼる。

貞觀九年（六三五）五月に大漸に至った高祖は「其れ服の輕重は悉く漢制に従い、日を以て月に易へよ」と詔し、この日に崩じた（『旧唐書』高祖本紀）。

ここでの「漢制」とは、前漢・文帝（在位紀元前一八〇—一五七）の遺詔を指す。文帝の遺詔は、扱るべき薄葬の例として唐だけでなく、日本でも参照された<sup>55</sup>。

文帝の遺詔をみておくと「大紅を服すること十五日、小紅は十四日、織は七日にして、積服せよ」（『漢書』文帝紀）とあり、顔師古（五八一—六四五）は、先行する『漢書』諸注を批判しながら次のように解説する。

師古曰く、「紅、功と同じ。服・晋（ハク服・晋灼）の二説是なり。此の喪制は、文帝自ら己の意により創りて為す。『周礼』を取るに有るに非ざるなり。何為れぞ日を以て月に易ふるや。三年の喪、其の実は二十七月、豈に三十六月の文有らむや。禫ナカはまた七月無きなり。応氏（ハク応劭）既にして前に失ふ。而るに近代の学者、謬説に因循し、いまだ思はざるなり」

金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』（遠藤）

顔師古は顔真卿の一族でもあるので注意される。右の解説をみると、唐代においても易月での服喪をめぐる「近代の学者」で礼書の解釈が一致せず、政務などの現実的な課題と「あるべき」礼をめぐる葛藤のあったことがうかがえる。漢・文帝は『周礼』に依拠することなく、自身の意で易月の制を創出したとの見解も興味深い。礼制に根拠がなくとも、明君として定評のある漢・文帝であるからこそ、先例として説得力を持った。このような註釈を残す顔師古は、礼と現実の機微に通じているようである。

「大唐元陵儀注」にあっても、①服喪に関する議論（1喪廢祭儀）5宗室童子為天子服制議）に多くが費やされているのは、代宗の喪葬がおこなわれる前に、朝廷での合意を形成する必要があったのだろう。

これらの状況を念頭におけば、たとえば光仁太上天皇の服喪期間をめぐるやりとり（『続日本紀』天応元年十二月丁未・辛亥、延暦元年七月戊申条）は、礼制に忠実であろうとする「孝子」桓武天皇と、現実的な政務運営を要望する公卿との意見衝突として理解できよう。大学頭に在任した経歴をもつ桓武天皇の祭祀観を考えるひとつの材料となる。

ちなみに稲田奈津子氏は、日本の古代天皇の喪葬でも淳和太上天皇・仁明天皇・文徳天皇と「以日易月」の明記がある服期

の例を報告している<sup>(6)</sup>。令の規定では「凡そ服紀は、君、父母、及び夫、本主の為に一年」（喪葬令17）とあるが、実際のところ令文とは異なるのである。

儀礼の研究においては、経書にみられる礼制の「建前」と、実際に行われた儀礼次第の双方を押さえた、バランスのとれた研究の姿勢が求められるのであろう。「新釈」の主編である金子修一氏は、歴史学における儀礼研究のありかたとして次のように提言する。「歴史学として祭祀儀礼を扱う難しさは、どこまでが建前でありどこまでが現実であるかを見極められるかどうか、その建前と現実との差異を的確に評価できるか否か、という点にあるであろう」（一九頁）。傾聴すべき提言である<sup>(7)</sup>。

そのうえで課題となるのが、「大唐元陵儀注」そのものが一回限りの喪葬記録なのか、唐皇帝喪葬の典範となるテキストかという問題である。「大唐元陵儀注新釈」は、後者として註釈を進めている。

## 2. 政治空白の解消と儀礼の場

「大唐元陵儀注」の進行を追いかけると、代宗の喪葬を主催する次の皇帝・徳宗の呼称は途中で変化する。すなわち10小斂奠までは徳宗は「嗣皇帝」と称されるが、11大斂以後は「皇帝」となり、大斂（納棺）を境に死者と喪主の主客関係が入れ替わ

り、皇太子は皇帝となるのである。この点、河内春人氏の解説は「代宗の遺体を納めて梓宮の蓋を閉めてから即位儀礼を行ったのであろう」（四四頁）と的確である。日本のように讓位による権力移譲が常態ではないのだから、唐皇帝の喪葬儀礼とは、皇帝の死を経て生じた政治空白が解消される過程でもあり、そのなかでポイントになるのが大斂（納棺）なのであった。中国皇帝の地位継承は、先帝が崩じると遺詔が発せられ、皇太子の柩前での即位が宣言される<sup>(8)</sup>。「旧唐書」代宗本紀では「辛酉、皇太子（＝徳宗）に詔して監国せしむ。是の夕、上（＝代宗）紫宸の内殿に崩す。皇太子に遺詔して柩前に即位せしむ。壬戌、神柩を太極殿に遷し、喪を発す」とある。

注目すべきはその儀式の場である。代宗の場合、大明宮の「紫宸の内殿」（『旧唐書』代宗本紀）もしくは「蓬萊殿」（24袁冊文）で崩じた。しかし喪葬儀礼は、代宗の遺体が大極殿に移されてから本格的にスタートする。「大唐元陵儀注」によれば6復々22祖奠まで儀礼の舞台は大極殿であり、そこに柩（梓宮）を載せた龍輜が安置され、黄腸題湊による櫓宮が築かれた。さすがに唐皇帝の殯、おおがかりであるが、その場は大極殿なのである。ここまで了解してはじめて、「旧唐書」代宗本紀の記述「壬戌、神柩を太極殿に遷し、喪を発す」の意味がよくわかるであろう。

ところで唐皇帝が朝賀を受けたのは、長安城東北にあった大明宮（蓬萊宮）の正殿「含元殿」である。天寶十二載（七五三）の朝賀で遣唐副使の大使古麻呂が新羅使と席次を争ったのも、含元殿であった（『続日本紀』天平勝宝六年正月丙寅条）。皇帝が常住し政務の場としたため、重要な儀礼は大明宮で行われたと考えやすい。しかしそうではなく、長安城の北闕を占める大極宮の正殿「大極殿」こそが、依然として最も格の高い殿舎であった。そのことが「大唐元陵儀注」の記述を追うことで改めて確認できた。

このあたりの儀礼進行も含め、『大唐元陵儀注新釈』は全般を通して図版が豊富で、なじみのない儀礼・器物・人間の動きがわかりやすい。現代語訳を備えて解釈を曖昧にしなかった点・詳細な索引がある点とあわせて、本書の価値ある工夫である。たとえば20啓殯朝廟の図三は、横宮の遺体（西）と皇帝の御座（東）が大極殿内で相対することが明瞭に図示される。皇帝は先帝の遺体と同格のあつかいで東西配置をとったのである。

図版が充実しているため、28祀祭では宗廟祭祀のありかたが詳細に解説されており、きわめて有益である。祖先の位牌（神主）を安置する宗廟は日本でイメージしにくいもののひとつである。「山陵は猶、宗廟のごときなり」（『続日本後紀』承和七年五月辛巳条）や「太神宮の事、余社に異なる。……太廟の他

に異なるを表はす」（『兵範記』仁安三年十二月二十九日条）など、天皇陵や伊勢神宮を「廟」と表現することはあった。しかしそれはあくまで見立てられたに過ぎず、28祀祭で進行了した宗廟の儀礼をみれば、山陵や神宮の祭祀とはまったく異質である。日本の古代では、儒教の礼の根幹である祖先祭祀を理解し、継受することができなかったためであろうか。『大唐元陵儀注新釈』を出発点に、さまざまな議論が可能である。

### 3. 註釈のめざすもの

『大唐元陵儀注新釈』は東洋史・日本史の文献史学を専門とする研究者による共同研究の成果であり、その価値はきわめて高い。この点を押さえたうえで、最後に註釈は「なにを復原するのか」を考えたい。

『通典』で「大唐元陵儀注」と明記されたのは二十二条文であり、『大唐元陵儀注新釈』が採録した次の五条文は別の出典注記をもつ。

1 喪廢祭儀・5 宗室童子為天子服制議・25 挽歌

「大唐元陵之制」

2 総論喪期 「大唐元陵遺制」

4 諸侯及公卿大夫為天子服議 「大唐元陵遺詔」

くりかえしになるが、「新釈」の見解では、右の五条文は代

宗葬儀に関係した資料とみている。つまり『大唐元陵儀注新釈』が註釈の対象とした条文のなかには、「大唐元陵儀注」のオリジナルの文、『通典』で加えられた関係文献、さらに『通典』撰者のことば（地の文）、この三種が層になって存在することになる。

そこで丸山裕美子氏のように、「新釈」が『通典』の配列を変更したことは妥当であるのか、また「元陵儀注」と『通典』の地の文を厳密に区別すべきではないか、との批判が提起される。<sup>9)</sup>

前者の提起に対しては、喪葬儀礼が易月の権制によって進行したため、喪服を脱ぎ着しなければならなくなったことに注意したい。<sup>10)</sup>『通典』の順序ではこの状況を追えないから、「大唐元陵儀注」を儀礼の順序に並べ直すことで、喪服の変化が把握できる意味があった。

丸山氏の後者の提起については、さらに違う角度から考えている。Ⅰ「大唐元陵儀注」を注釈するのか、Ⅱ「大唐元陵儀注」を採録した『通典』の編纂意図を読み解くのか、Ⅲ代宗の喪葬儀礼そのものを復元・考察するのか、との問いかけである。この三つの立場は密に関連しながらも、目指すものが異なる。

問題となるのが、24哀冊文（文苑英華）・29諡冊文（通典）の扱いである。一覧表で区別したように、これらは③喪葬儀礼

で読みあげられた文章である。①服喪に関する議論・②実際の喪葬儀礼とも異なる。

24哀冊文は、「大唐元陵儀注」を紹介した金子修一氏の『古代中国と皇帝祭祀』（二〇〇一年）では採録されていない。「大唐元陵儀注」との関連で代宗の哀冊文を最初に指摘したのは来村多加史氏『唐代皇帝陵の研究』（二〇〇一年）での功績である。来村氏は著書のなかで『文苑英華』の代宗哀冊文をあげたのは、「儀注」の完全な復元をめざしたからに他ならない（二八一頁）と述べている。

しかし『文苑英華』の代宗哀冊文は、はたして「大唐元陵儀注」のなかに採録されていたのであろうか。

同じことを29諡冊文（通典）から考えたい。「大唐元陵儀注」を再発見した清・黄本驥は29諡冊文を顔真卿の撰述と区別した。「また『通典』を案ずるに、『元陵儀注』の外、別に諡冊文一首有り。今公（＝顔真卿）の撰為りと定むこと能わず。因りて小注を用いて（取進諡冊）の句の下に附載す」（顔魯公集）というのである。

逸文の採録という立場を厳密にするならば、29諡冊文を区別した黄本驥の見識が尊重されるべきである。ましてや『通典』にはなく、『文苑英華』に収録された24哀冊文は、「大唐元陵儀注」の逸文と認定するのはむずかしい。

念のためにいっておくと、24表冊文・29論冊文が不要であると主張するのではない。代宗の喪葬儀礼を理解するうえで両者は不可欠の史料であり、『大唐元陵儀注新釈』が註釈を加えたことは大きな成果である。ただそのことと表冊文・論冊文が『大唐元陵儀注』の逸文であったかは別の問題で、他の逸文と同列に表示する方法が妥当であるかを問い直したいのである。

『大唐元陵儀注新釈』は、『大唐元陵儀注』を註釈するうえで、先に整理したⅠ・Ⅱ・Ⅲ三つの立場が混在している。それはおそらく、註釈メンバーが唐皇帝の喪葬儀礼に関心を寄せ、『大唐元陵儀注』を読み進めるなかで知見を深めてきたことを反映するのであろう。

この註釈姿勢の「ゆれ」は、関心を共有し成長を続ける研究会の軌跡として、むしろ積極的な意味があると思う。主編である金子修一氏は「今回、『元陵儀注』の解説を書きながら、『通典』を一冊の著書として読むことの必要性を痛感した」（三三九頁）とまとめられた。『大唐元陵儀注』を註釈するなかで発見された、次なる研究課題である。

『大唐元陵儀注新釈』は、唐だけではなく日本や朝鮮半島をふくむ東アジアの儀礼・祭祀を検討するうえで基礎となる重要な註釈研究である。息の長い活動からすぐれた註釈成果を世に送り出した研究会について、今後一層の期待を胸に、蕪雑なこ

の稿を閉じることにはしたい。

## 注

- 1 山下洋平「新刊紹介 金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』、『史学雑誌』一二二―一九、二〇一三年九月、丸山裕美子「書評・新刊紹介 金子修一主編『大唐元陵儀注新釈』」、『唐代史研究』十七、二〇一四年八月
- 2 東方学会のホームページ「若手研究者の研究会等支援事業」平成二十六年には、稲田奈津子氏による東アジア儀礼文化研究会のシンポジウム開催報告書が掲載されている。  
(<http://www.tohogakkai.com/wakate-program.html>)、二〇一五年四月十三日閲覧
- 3 黄本驥編訂『顔真卿集』（黒龍江人民出版社、一九九三年）
- 4 金子修一「古代中国と皇帝祭祀」（汲古書院、二〇〇一年）、来村多加史『唐代皇帝陵の研究』（学生社、二〇〇一年）
- 5 山下洋平「律令国家における臣下服喪儀礼の特質―唐制との比較を通して―」、『史学雑誌』一二二―一四、二〇二二年四月
- 6 稲田奈津子「日本古代の服喪と追善」、『日本史研究』六一八、二〇一四年二月）
- 7 儀礼書が撰述時点での儀礼の実態を反映するものでないこ

とは、金子修一「唐朝と皇帝祭祀―その制度と現実―」（『歴史評論』七二〇、二〇一〇年四月）にも検証がある。

8 金子修一『中国古代皇帝祭祀の研究』（岩波書店、二〇〇六年）

9 丸山氏前掲注1書評

10 小倉久美子「日本古代における天皇服喪の実態と展開」、『日本歴史』七七三、二〇一二年十月

（B5判、四二六ページ、汲古書院、二〇一三・二刊）

（えんどう・けいた

皇學館大学研究開発推進センター准教授）

#### 訂正

前号（第四十八巻第一号、平成二十七年二月）掲載の荊木美行氏「白集漢墓とその画像石」に、誤植がありました。著者ならびに読者各位にお詫び申し上げますとともに、左記のとおり訂正いただきたくお願い申し上げます。

三二頁 図版Ⅲの一番上の図

末耳室 ↓ 東耳室

四九頁 後ろから一行目 洪 ■ ↓ 洪适

皇學館大學人文學會編輯委員會